

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:市民生活部交通防犯課 No.002

処 分 名	指定定期検査機関の指定
処 分 の 概 要	計量法の規定により、都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（指定定期検査機関）に、定期検査を行わせることが出来ますが、その指定は、検査業務を行おうとする者の申請により行い、申請が計量法で定める基準に適合していなければ指定できないこととなっています。
根拠法令等・条項	計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項、第26条～第28条 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明機関及び特定計量証明認定機関の指定に関する省令（平成5年号外通商産業省令第72号）
審 査 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	60日間
設定年月日	平成27年4月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	通年
申請方法	書類の提出（指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明機関及び特定計量証明認定機関の指定に関する省令による）
備 考	

計量法

第 20 条

都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（以下「指定定期検査機関」という。）に、定期検査を行わせることができる。

第 26 条

第 20 条第 1 項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、検査業務を行おうとする者の申請により行う。

第 27 条

次の各号のいずれかに該当する者は、第 20 条第 1 項の指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 二 第 38 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

第 28 条

都道府県知事又は特定市町村の長は、第 20 条第 1 項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 経済産業省令で定める器具、機械又は装置を用いて定期検査を行うものであること。
- 二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。
- 三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前号に定めるもののほか、定期検査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 五 検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。
- 六 その指定をすることによって申請に係る定期検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。